

ICT活用工事対象工種拡大(案)

R5.7.1改正



「ICT活用工事」の定義

各施工プロセスにおいて①～⑤または3つ以上のICT施工技術を活用する工事

※3つ以上の施工プロセスは、①②③
または、②④⑤を含むものとする。

【施工プロセス】

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建機による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

- ①ICT活用工事の試行要領(土工) **[改正]**
- ②ICT活用工事の試行要領(路盤工) **[改正]**
- ③ICT活用工事の試行要領(河川浚渫) **[改正]**
- ④ICT活用工事の試行要領(作業土工(床掘)) **[改正]**
- ⑤ICT活用工事の試行要領(付帯構造物設置工) **[改正]**
- ⑥ICT活用工事の試行要領(法面工) **[改正]**
- ⑦ICT活用工事の試行要領(地盤改良工) **[改正]**
- ⑧ICT活用工事の試行要領(舗装工(修繕工)) **[改正]**
- ⑨ICT活用工事の試行要領(構造物工(橋脚・橋台)) **[新規]**
- ⑩ICT活用工事の試行要領(土工1,000m³未満) **[新規]**
- ⑪ICT活用工事の試行要領(構造物工(基礎工)) **[新規]**
- ⑫ICT活用工事の試行要領(構造物工(擁壁工)) **[新規]**
- ⑬ICT活用工事の試行要領(小規模土工) **[新規]**

【注意事項】

○成績評定

ICT活用工事(施工プロセス)を有効に実施したことが認められた場合は、実施した範囲により工事成績の「創意工夫」の項目で加点評価及び「施工管理」の「その他」項目で評価するものとする。

○実施証明書

ICT活用工事において、3つ以上の施工プロセスの実施が認められる工事については、施工プロセス①～⑤の実施範囲により、ICT活用工事実施証明書を発行する。